

当社は、本日、原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定に基づき、保安規定^{※1}の変更認可申請を原子力規制委員会におこないましたのでお知らせします。

今後、国による審査を受けてまいります。

＜主な内容＞

2013年7月8日に原子力規制委員会により新規規制基準が施行されました。この新規規制基準に適合させるため、保安規定の変更が必要になることから、関連する保安規定条文の変更をおこないます。変更の主な内容は以下の通りです。

なお、今回の変更認可申請は、新規規制基準への適合のための一部の対応であり、その他新規規制基準で要求されている大規模な自然災害およびテロリズムによる大規模損壊を含む重大事故の発生・拡大防止対策等に関する事項については、今後、保安規定の変更認可申請をおこないます。

1. 実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則(以下「品質技術基準規則」という。)の制定・施行に伴う変更

原子炉等規制法第43条の3の9第3項第3号の規定に基づく品質技術基準規則が新たに制定・施行され、設計・工事に係る品質管理の方法や検査のための組織に品質技術基準規則を適用することが要求されました。当社は、設計・工事への品質技術基準規則の適用に合わせ、保安規定においても同様に品質技術基準規則を適用することから、保安規定の記載の変更をおこないます。

2. 原子炉等規制法および電気事業法の改正に伴う変更

原子炉等規制法の改正に伴い、溶接事業者検査および定期事業者検査に関する規定を保安規定へ含むことが要求されたことから、保安規定に新規条文を追加します。また、電気事業法の改正により、これまで電気事業法に基づき受検していた定期検査については、今後、原子炉等規制法に規定される施設定期検査へ一元化されることから、保安規定の記載の変更をおこないます。

3. 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下「実用炉規則」という。)の改正に伴う変更

実用炉規則の改正に伴い、以下の内容について保安規定に反映します。

- ① 発電用原子炉主任技術者の選任要件に実務経験を追加
- ② 同一形式の原子炉で原子炉主任技術者の兼任を認める規定の削除
- ③ 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等に関する規定の追加
- ④ 原子炉の運転期間の規定について、施設定期検査を受けるべき時期に係る原子力規制委員会の承認について規定した実用炉規則の条番号を記載
- ⑤ 発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施時期・評価期間の見直し
- ⑥ 保守管理に溶接事業者検査・定期事業者検査の実施に関する規定の追加
- ⑦ 保守管理記録として、使用前検査および施設定期検査の結果の記録の追加
- ⑧ 溶接事業者検査および定期事業者検査の結果に関する記録の追加
- ⑨ 実用炉規則の条番号の変更

4. 実用発電用原子炉及びその付属設備の技術基準に関する規則(以下「新技術基準」という。)の施行に伴う変更

原子炉等規制法第43条の3の14第1項に基づく新技術基準が制定され、これまで発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令に規定されていた保全対象範囲の策定および警報装置から発せられた記録の作成については、新技術基準に規定されたことから、保安規定の記載の変更をおこないます。

5. 保安規定審査基準の制定に伴う変更

新規規制基準における保安規定の審査基準では、これまでの「実用発電用原子炉施設保安規定の審査について(内規)」(平成23・03・25原院第2号)に代わり、新たに「実用発電用原子炉及びその付属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準」(以下、「新審査基準」という。)が制定されました。新審査基準では、発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者について、適宜、相互の職務について情報を共有し、意思疎通を図ることが新たに追加されたことから、この要件を満たすため、保安規定に新規条文を追加します。

※1 保安規定は、正式には「原子炉施設保安規定」といい、原子炉等規制法第43条の3の24第1項に基づき、発電用原子炉設置者が原子力発電所の安全運転および廃止措置を行う上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、国の認可を受ける規定です。

以上